

大崎地方合併協議会

第8回新市の事務所の位置及び新市建設計画策定小委員会

日時：平成15年11月22日(土)
午前9時00分～
場所：古川合同庁舎 大会議室

次 第

1. 開 会

2. あいさつ

3. 協議事項

- ・ 新市建設計画 第5章「新市の施策」について
- ・ 新市建設計画 第8章「財政計画」について
- ・ 次回以降の開催日程について

第9回小委員会

日 時：平成15年12月20日(土) 午前9時30分～

開催場所：古川合同庁舎 1階 大会議室

4. その他

5. 閉会あいさつ

6. 閉 会

第5章：新市の施策

5 - 1 新市将来像の実現に向けての施策展開の視点

近年の社会情勢は、右肩上がりの経済成長の終焉、人口減少、少子高齢化の進展、地方分権の推進、地球的規模の環境問題の深刻化など、これまで経験したことのない大きな変化を迎えようとしています。

新たな時代へ対応するためには、あらゆる場面で市民が自立すること、そして地域も自立することなど、社会システム全体の変革が必要となってきます。例えば、「国や県への依存」、「都市部への依存」、「行政への依存」、大量消費・大量廃棄に象徴される「環境への依存」などを見直すことが求められています。

そのためには、地域が有する資源、歴史・文化などを最大限に活用するとともに、市民一人ひとりが、地域の担い手としての自覚を持ち、主体的に地域に関わることにより、地域が自立する力を付けることが必要です。

これらを踏まえ、新市の将来像を「＝大崎豊饒の大地から平成デモクラシーの幕開け＝地域の個性・文化が輝き 豊かな自然や環境が輝き 安全、安心な暮らしにより、市民の笑顔が輝くまち」と設定しました。

そして、この将来像実現に向けたまちづくりの基本的考え方（基本的な取組み姿勢）を「地域資源や地域の力を磨き、つなぎ合わせるにより、『地方政府』にふさわしい自立したまち（自治体）を創る」としました。

このまちづくりの基本的考え方は、民主主義（デモクラシー）、住民自治の原点に立ち返り、市民の意向がまちづくりの隅々にいきわたるようなシステムの構築を目指すものです。

同時に、市民もまちづくりの担い手としての自覚をもち、市民の活動をはじめ、NPOやボランティアなどの多様な主体がまちづくりに積極的に参画するまちの実現を目指すものです。

さらに、これまでの「自治体」の枠を超え、「地方政府」として、「国」と対等の立場でまちづくりを行える社会システムの構築を目指すものです。

「地方政府にふさわしい自立したまち」は、市民、団体、企業、行政などの様々な主体がそれぞれの分野で活動を展開する中で、地域の将来に対して共通のテーマを持ち、将来に向かってともに取り組むことが求められます。

まちづくりは、私たちの子から孫へと、さらに次の世代の子どもたちへと継承されていきます。その礎を創るのは、現代に生きる私たちであり、現世代は、新市の未来、未来の子どもたちに対して大きな責任を担っています。

次世代の子どもたち、そして未来の子どもたちのために、今、私たちは何ができるのか、そして何をすべきなのか、ということに視点をおき、新市づくりのテーマを「 - 今、未来の子どもたちへ 私たちが出来ること - 大きな虹が輝く 個性豊かなまちづくり」としました。

こうした考えのもと、将来像を実現するために掲げている「7本の柱(基本方針)」を展開するにあたっては、今あるまちの個性や魅力などを大切にし、「未来の子どもたちへより良いまちを伝えるのこす」こと、そして、7つのまちが一つになることによって、新たな魅力を創出し、「未来の子どもたちのために豊かなまちを紡ぎあげる」ことを施策展開の視点とします。



5 - 2 主要施策の内容

1 市民が主役，協働のまちづくり（市民参画・行政改革）

市民が主体的にまちづくりを実践し，自立した地域運営を展開していくため，まちづくりに参画できる仕組みや，真に市民のニーズに合った円滑で効率的な行政経営を実践し，市民一人ひとりが新しいまちづくりの主役として，市民と行政が一体となって共に行動できる協働¹のまちを目指します。

市民参画のまちづくりの推進

市民と行政が一体となった新市のまちづくりのために，協働の体制づくりを進め，市民が主役のまちづくりを推進します。

市民の市政に対する理解と参画を促進するため，ホームページ等広報手段の充実や分かりやすい情報提供に努めるとともに，地域における情報化の推進を図ります。

ボランティア・NPO²等多様な市民活動を充実させるため，その活動拠点の整備やネットワーク化の支援に努めます。子どもたちの豊かな人間性を育むとともに，地域の担い手としての意識の高揚を図るため，子どもの人権を尊重し，個性や自立性を認め，子ども自身によるボランティア活動等社会参加の促進や自ら将来について考える場の創出に努めます。

個性を磨く地域自治組織（市流）の創造

今後の検討

地方政府の実現を推進する行財政基盤の確立

自らの責任で完結できる地方政府を創りあげるため，住民自治基本条例をはじめとした条例等の整備や地域社会システムの再編に取り組みます。また，地域の暮らしを支えるサービスは，地域住民の意思と負担で支えられることを前提として，中央政府とは違う役割を担う地方政府の実現を目指します。

未来の子どもたち（市民）に対して，過度の負担（負債）を残さぬよう，自主財源の安定した確保に努め，長期的・総合的な視点に基づいた効率的な財政運営に努めます。また，公共的な事業やサービスを実施・提供する場合において，効率と効果を十分に踏まえた経営体としての取り組みを行います。

男女共同参画の促進

男女共同参画型社会の形成を促進するため，男女共同による育児の実施に向けた啓発活動や保育サービスの充実等の子育て支援体制の充実に努めます。また，家庭や職場，学校等における性別による固定的な役割分担の是正等について，啓発活動を行います。

1 協働：ある課題について関係する各主体が，共通の目標に向かって対等の立場で協力し合うこと。協働の実現に求められるのは，対等性，自主性の尊重，自律性の確保，相互理解，目的の共有，情報の公開等の徹底。パートナーシップといった表現も互換的に用いられている。（地方自治の現代用語・学陽書房）

2 NPO：民間非営利組織。継続的・自発的に社会活動を行う，営利を目的としない民間の活動団体のこと。

施策	主要事業の概要		実施期間	
			前期	後期
市民参画のまちづくり推進				
＜ハード事業総額： 億 千 百万円，うち特例債充当分： 億 千 百万円＞				
協働体制づくりの促進				
ソフト	<ul style="list-style-type: none"> ・ 広報広聴活動の充実強化 ・ 地域の各種団体(組織)の活動支援 ・ ボランティア，NPO活動に関する情報提供や団体相互の交流等ネットワーク化の支援 ・ 子ども参画の行事検討 			
ハード	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公民館，地域センターの整備 ・ 市民活動拠点施設の整備（既存施設の活用） 			
情報の共有化とネットワーク化				
ソフト	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域FM局の開設支援と事業連携 			
ハード	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域情報化推進事業 （光ファイバー網¹による各種情報ネットワーク構築の検討） ・ 統合型地理情報システム（GIS²）整備事業 			
個性を磨く地域自治組織の創造				
地域自治組織等（市流）の検討				
ソフト	今後検討			
人材育成と団体（組織）の活動支援				
ソフト	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域人材バンクの設置運営の検討 ・ 地域リーダーの育成 ・ コミュニティ活動の支援 （各種活動，イベントへの助成，情報提供の充実） 			

- 1 光ファイバー網：光を用いて情報を伝達する際に，光の伝送路として用いるきわめて細いガラスでできた繊維ケーブルを張りめぐらせること。
- 2 GIS：地理的情報をもとに，そこに様々な情報を関連づけデータ化したもの。災害時に発生場所や影響範囲，避難場所情報等総合的に表示するものや，エリアマーケティング，出店計画等にも利用される。

地方政府の実現を推進する行財政基盤の確立 <ハード事業総額： 億 千 百万円，うち特例債充当分： 億 千 百万円>		
地方政府への取組み		
ソフト	<ul style="list-style-type: none"> ・地方分権への対応と推進 ・市民憲章の制定 ・住民自治基本条例等の条例の整備 ・地域社会システムの再編（行政 - 住民 - 企業，協働体制） 	
行財政改革の推進		
ソフト	<ul style="list-style-type: none"> ・行政評価システムの導入 ・バランスシート¹及び行政コスト計算書の作成と公表 ・専門職の育成確保と職員の資質向上 ・人事評価制度の導入 ・PFI²方式等新たな行政システムの導入検討 	
行政庁舎機能の充実		
ハード	<ul style="list-style-type: none"> ・新庁舎建設事業 ・旧庁舎の改修工事 （行政機能の分散化と総合支所機能の充実） ・電子政府への取組み 	
男女共同参画の促進		
男女共同参画・人権擁護推進のための環境整備		
ソフト	<ul style="list-style-type: none"> ・男女共同参画に関する情報，学習機会の提供 ・人権に対する意識啓発の実施 ・専任組織体制の設置と条例の整備 ・出産，子育て休業後の復帰，再就職の支援 	

1 バランスシート：貸借対照表。一定の時点におけるお金の貸し借り等，財務状態を明らかにするために作成される表。

2 PFI：行政が今まで実施してきた社会資本の整備を，民間の資金・技術・経営能力を活用して実施す手法。

2 連携と交流を支え地域の一体性を高めるまちづくり(都市・交流基盤整備)

日常の生活利便性の向上や地域の一体性を高めるとともに、地域外との交流の促進を図るため、高速道路や国県道、新幹線等の優れた広域交通基盤を活かし、快適な生活を支える都市基盤、交流基盤の整ったまちを目指します。

新市の一体化を進める道路体系の整備

新市の一体化を進めるため、交通渋滞の緩和や円滑な移動ができるよう幹線道路へのアクセス道の整備や集落間を結ぶ生活道の整備を推進します。

また、子どもや高齢者が安心して移動できる道路環境の形成を図るため、公共施設の周辺や通学路等における歩道の設置及びバリアフリー¹化に努めます。

快適に暮らし続けられるための公共交通の充実・強化

公共交通の利便性の向上を図るため、新幹線駅や在来線駅の周辺環境の整備を推進するとともに、関係機関との連携を強化し、鉄道・バスの維持・増発等に努めます。

また、子どもや高齢者等の移動手段を確保するため、住民バスやコミュニティバス²等の拡充を図る等、身近できめ細かいサービスの提供に努めます。

地域間交流・国際交流の推進

交流人口の拡大を図るため、伝統文化、自然環境、観光資源や交通基盤等の新市の個性を活かし、既存の観光の振興を図るとともに、子どもたちの農業体験や食農教育等の新たな交流機会の創出に努めます。

国際交流の促進を図るため、友好都市・姉妹都市との交流や海外留学生の受け入れ、子どもたちの海外派遣事業等を行い、グローバル³な視野をもった人づくりに努めます。

1 バリアフリー：建設設計において、段差や仕切りをなくす等高齢者や障がい者に配慮をすること。

2 コミュニティバス：小型の車両でバス停間隔を短く走行し、一般の路線バスに比べ密接なサービスが提供される。

3 グローバル：世界的な規模であるさま。地球全体にかかわるさま。

施策	主要事業の概要		実施期間	
			前期	後期
新市の一体化を進める道路体系の整備 <ハード事業総額： 億 千 百万円，うち特例債充当分： 億 千 百万円>				
道路・橋梁の整備等				
ソフト	<ul style="list-style-type: none"> ・道路建設計画の策定 ・20分圏都市構想¹の検討 ・防雪，除雪の対応強化 ・歩行空間のバリアフリー化推進の検討 			
ハード	<ul style="list-style-type: none"> ・幹線道路のネットワーク化（環状道路）の整備推進 ・地域連携道路の整備 ・都市計画道，主要市道の整備 ・生活道，地区道路の計画的整備 ・高速道路ミニインターチェンジ整備事業 			
快適に暮らし続けられるための公共交通の充実・強化 <ハード事業総額： 億 千 百万円，うち特例債充当分： 億 千 百万円>				
駅前及び駅周辺の整備				
ハード	<ul style="list-style-type: none"> ・駅舎，駅前広場，自由通路等の整備 			
公共交通機関の確保と構築				
ソフト	<ul style="list-style-type: none"> ・通勤，通学者等の利便性の向上 ・子どもや高齢者等交通弱者の移動手段の確保 （コミュニティバスやデマンド型乗合タクシー²の検討・導入） （古川地域を中心とした放射状公共交通の検討） 			
地域間交流・国際交流の推進				
交通の結節点としての位置，機能を活かしたまちづくり				
ソフト	<ul style="list-style-type: none"> ・サービスエリア，道の駅の活用 ・奥の細道湯けむりライン地域の連携 ・仙台空港とのアクセス交通の強化 			
市民の交流活動をいかしたまちづくり				
ソフト	<ul style="list-style-type: none"> ・姉妹都市，友好都市との交流の継続，強化 ・魅力あるイベント，歴史ある祭りの開催 			

1 20分圏都市構想：中心部から周辺部まで自動車でも20分程度での行き来ができるような都市構想。
 2 デマンド型乗合タクシー：利用者の需要に基づきルートや運行回数を設定する乗合タクシー。

	国際交流の促進		
ソフト	<ul style="list-style-type: none"> ・国際感覚のある人，国際感覚のあるまちづくりの推進（異文化交流，海外留学生受け入れ，派遣事業） 		
	地域性を活かした交流の促進検討		
ソフト	<ul style="list-style-type: none"> ・都市と農村の交流促進 ・交換留学の促進 ・農業体験等を通じた交流活動の活性化 ・市民の交流広場整備の検討 		

3 地域の個性をいかし豊かな心を育むまちづくり（教育・文化）

子どもからお年寄りまで全ての市民が優れた個性と豊かな人間性を育みながら、いつでも、どこでも生涯を通じて学ぶことができるよう、新市を構成する地域固有の歴史・文化の保存・継承を基本に、市民と行政が一体となって「学ぶ喜び」、「文化を育む喜び」が感じられるまちを目指します。

時代を先導する教育環境の充実

次代を担う子どもたちの教育環境の向上を図るため、IT¹技術を利用する市内全小学校及び全中学校の一斉同時授業への取組みを検討する等、学校教育システムの充実とともに、教職員の資質の向上を図り、質の高い教育環境の形成に努めます。

個々の学校の独自性を尊重した地域に根ざす教育環境の形成を図るため、食^{しよく}農教育^{のう}²や伝統文化教育等、地域の個性・特徴をいかした教育の展開を図るとともに、中高一貫教育等の導入を検討します。

また、地域の教育力を向上させるため、学校、地域、家庭の連携を強化し、子どもたちが地域と交流する機会の創出に努めます。

子どもたちがのびのびと心豊かに成長するよう、スクールカウンセラー等の配置を推進します。

国際感覚を養い、国際的な視点に立って行動できる人づくりのため、国際交流を行う団体（組織）との連携や外国人教師の増員等を促進します。

豊かな心を育む生涯学習の充実

子どもから高齢者まで、市民が生涯を通して多様な学習機会が得られるように、各世代に応じた各種学級・講座の拡充、及び指導者の発掘・養成を行うとともに、世代を越えて交流できる機会の創出に努めます。

生涯学習環境の向上を図るため、図書館等社会教育施設・文化施設のネットワーク化を推進し、生涯学習拠点の機能の充実を図ります。また、IT講習会等の開催により、地域の情報受発信力の向上に努めます。

地域文化の継承・形成

地域の多様な文化の継承や発展、新市としての新たな文化（個性）を創造するため、各種文化団体・グループの育成・支援に努めます。また、子どもたちの郷土に対する理解と愛着を育むため、地域の文化・伝統の継承等、地域教育の充実を図ります。

地域の特色を次世代に継承するため、文化財の保護・活用を積極的に行い、郷土の歴史と文化に対する市民の理解と意識の高揚に努めます。

1 IT：情報通信分野を広くとらえて用いられる言葉であり、コンピューターやインターネットを支える機器類やソフトウェア技術のこと。

2 食農教育：食べものを通じ、自然界の営み、農業、身体、心、家庭、地域の関わりを知ること。

スポーツ・レクリエーションの振興

市民が健康な日常生活を送れるように、既存のスポーツ・レクリエーション施設の改修・拡充を推進します。また、施設の有効利用、関係団体・グループの支援、指導者の育成に努めます。スポーツを通じた交流を促進するため、各種行事やイベントを開催します。

また、スポーツ少年団や市民のスポーツ・レクリエーション活動の充実を目指し、地域総合型スポーツクラブの設立を支援します。

施策	主要事業の概要		実施期間	
	()の数值は起債充当事業費		前期	後期
	時代を先導する教育環境の充実 <ハード事業総額： 億 千 百万円，うち特例債充当分： 億 千 百万円>			
	教育システム・内容の充実			
	ソフト	<ul style="list-style-type: none"> ・30人学級実現への取組み ・家庭教育学級の充実 ・教育相談，障がい児教育等の充実と強化 ・学校，地域，家庭の連携強化 ・中高一貫教育の検討 ・情報教育，環境教育，国際理解教育の推進 ・個々の学校における独自性の創造 (総合的な時間の活用，ふるさと教育の推進，地域の食農教育の導入) ・「子どもの心」教育の充実 ・カウンセリングルーム，スクールカウンセラーの設置検討 ・「生きる力を育む」学校教育の推進 		
	教育環境の整備・充実			
	ソフト	<ul style="list-style-type: none"> ・耐震診断による計画的な学校整備の推進 ・区域外就学，通学区域の見直しの検討 ・遠距離通学者の支援 ・子どもの居場所づくりの推進 		
	ハード	<ul style="list-style-type: none"> ・校舎等の施設整備・改築・改修 ・給食施設建設事業 ・情報通信教育の整備 		
	高等教育機関の設置検討			
	ソフト	<ul style="list-style-type: none"> ・大学の誘致とそのための環境整備 		

<p>豊かな心を育む生涯教育の充実 <ハード事業総額： 億 千 百万円，うち特例債充当分： 億 千 百万円></p>		
生涯学習環境の充実		
ソフト	<ul style="list-style-type: none"> ・各種学校，講座の充実（生涯学習体制の確立） ・各世代に応じた学習機会の充実と世代間交流事業 ・多様な活動の交流，連携 ・青少年の社会参加活動の促進 ・芸術文化の鑑賞と創作活動の発表機会の充実 ・指導者の発掘，養成の推進 ・教育，文化施設のネットワーク化によるふれあえる場づくりの促進 ・IT講習会の開催 	
ハード	<ul style="list-style-type: none"> ・生涯学習施設の整備，改修 ・社会教育複合拠点施設整備事業の検討 （社会教育施設，文化施設，図書館等の複合拠点施設） 	
<p>地域文化の継承・形成 <ハード事業総額： 億 千 百万円，うち特例債充当分： 億 千 百万円></p>		
地域文化・芸術の継承と創造		
ソフト	<ul style="list-style-type: none"> ・文化芸術振興の支援 ・伝統文化後継者の育成事業 ・地域人材登録制度の検討 	
文化財の保護と活用		
ソフト	<ul style="list-style-type: none"> ・文化財保護，愛護促進 ・遺跡，埋蔵発掘調査 ・史跡等活用事業の検討 ・歴史資料館の整備検討 	
ハード	<ul style="list-style-type: none"> ・文化財保存修復等修理事業 	
<p>スポーツ・レクリエーションの振興 <ハード事業総額： 億 千 百万円，うち特例債充当分： 億 千 百万円></p>		
スポーツ・レクリエーション活動の振興		
ソフト	<ul style="list-style-type: none"> ・地域総合型スポーツクラブの設立支援 ・体育指導員の充実 ・生涯スポーツ振興団体（組織）への支援 ・各種大会の開催と誘致による交流の促進 ・体育施設の管理，運営の民営化の検討 	
ハード	<ul style="list-style-type: none"> ・体育施設の整備，改修 	

4 安全で安心して暮らし続けられるまちづくり（防災・安全）

市民の生命と財産を守るため、災害に強いまちづくりを基本に、水害・地震・火災等や交通・防犯等の安全性を高め、安心して日々を暮らせるまちを目指します。

防災対策の強化

地域の防災体制強化のため、子どもから高齢者まで誰もが被災せず安全に生活できるということを基本に地域防災計画を策定し、中枢となる防災拠点の整備・充実や防災情報ネットワークの構築、公共施設等避難所となる施設整備等を実施し、計画的な安全・安心のまちづくりを進めます。

また、地震災害時は初動体制における地域住民の協力が不可欠であり、それぞれの地域に密着した自主防災組織の設置の促進を図ります。

さらに、大災害時に備え、周辺自治体をはじめとした関係機関との相互援助体制の構築を図る等、広域連携をもとにした防災体制の強化に努めます。

消防・救急体制の充実

機動的で効果的な消防体制を充実させるため、今後も広域連携をもとにした消防力の強化に努めるとともに、地域消防体制の維持強化を推進します。

また、救急・救命体制の充実と医療機関との連携を推進し、地域の救急・救命水準の向上に努めます。

火災を発生させないことが最も重要であることから、幼年（幼少）消防団や婦人防火クラブ等の活動支援を行う等、防火に対する啓発活動に努めます。

交通安全・防犯対策の推進

安全・安心して暮らせる新市を形成するため、子どもから高齢者まで交通安全意識の高揚を図るとともに、通学路等における交通安全施設の整備を推進し、安全な交通環境づくりに努めます。

また、青少年の非行や犯罪等を防止するため、地域ぐるみでの防犯体制の構築・強化に努めます。

国際平和・安全の推進

世界が平和で安全であることは、市民が未来の子どもたちのために真剣に取り組まなければならない最大のテーマです。そのため、国内外を問わず世界の人々と共に平和について考える機会の創出に努めるとともに、平和維持に向けた活動の積極的な展開に努めます。

施策	主要事業の概要 ()の数值は起債充当事業費		実施期間	
			前期	後期
防災対策の強化 <ハード事業総額： 億 千 百万円，うち特例債充当分： 億 千 百万円>				
安全・安心のまちづくり				
ソフト	<ul style="list-style-type: none"> ・地域防災計画の策定 ・自主防災組織（自治的相互扶助組織の検討） ・救急活動に配慮した土地利用の検討 ・防災啓発運動の推進 ・防災対策ネットワークの構築 ・住宅耐震診断の支援 ・国，県直轄河川改修事業の促進 ・治山治水事業の促進 			
ハード	<ul style="list-style-type: none"> ・防災無線等の情報伝達の整備 ・避難地，避難路の確保 ・耐震診断に基づく計画的な公共施設の改修 ・総合防災対策整備事業 			
消防・救急体制の充実 <ハード事業総額： 億 千 百万円，うち特例債充当分： 億 千 百万円>				
消防体制・施設の強化				
ソフト	<ul style="list-style-type: none"> ・防火意識の啓発 ・地域防火活動の支援 （ 婦人防火クラブ・幼年消防団等との連携強化 ） ・消防団員の確保と訓練の充実 			
ハード	<ul style="list-style-type: none"> ・消防施設整備事業 ・消防設備備品の充実 			
救急・救命技術の向上				
ソフト	<ul style="list-style-type: none"> ・救急救命講習会の実施 			

交通安全・防犯対策の推進		
安全な交通環境の整備		
ソフト	<ul style="list-style-type: none"> 交通安全教室の開催 交通安全意識の啓発運動の推進 交通指導隊の充実と交通安全協会等との連携 	
ハード	<ul style="list-style-type: none"> 交通安全施設の整備 (カーブミラー, 標識等の設置) 	
防犯体制の強化		
ソフト	<ul style="list-style-type: none"> 地域防犯体制の支援 防犯実働隊等の組織の充実と防犯協会等との連携 消費者相談窓口の開設 子どもを取り巻く有害環境対策 	
ハード	<ul style="list-style-type: none"> 防犯灯(街路灯)の整備 	
国際平和・安全の推進		
平和・安全活動の推進		
ソフト	<ul style="list-style-type: none"> 非核宣言の制定 国際平和事業の推進 平和教育の啓発 	

5 活力あふれる地域産業が根付くまちづくり（産業振興）

地域活力の原動力である産業の振興を図るため、主要産業である農業の振興を基本に、既存工業・商業の競争力強化、観光業の振興による交流人口の拡大、より高い価値を生む各種産業間の有機的連携の促進、新たな産業の育成や新規産業の誘導、起業家の育成等を展開し、活力あふれるまちを目指します。

農林産業の振興

新市の基幹産業として農業の経営基盤をより強化するため、ほ場や農道等の整備の推進、また複合経営の推進や担い手の育成を図り、営農体制の強化支援に努めます。

また、消費者ニーズに合った農業の展開を目指し、地域循環型農業の展開、国・県の研究機関との連携のもとに品質及び管理の向上等により、安心・安全な農産物の供給基地の構築に努めます。

さらに、農産品の開発と販売力の強化を図るため、地産地消の促進、農産物の産地化・ブランド化を図るとともに、特産品の開発に向けた産官学の連携の確立などに努めます。

林業においては産業としての再生を図るため、公共施設の整備や住宅産業への地場材の活用等新たな林業振興方策を検討し、その展開に努めます。

農業及び林業が新市の基幹産業として今後も発展していくために、将来の就業の場として農林産業の就業環境の整備を進め、後継者・新規就業者の確保に努めます。

商工業の振興

生活に密着した地域の商店街の活性化や再生を図るため、経営者の意識向上や経営体質強化を支援し、魅力を感じられる商店街の形成に努めます。

また、既存工業の合理化・高度化等競争力の強化を支援し、地域の活力を生み出す工業振興に努めます。

さらに、地域工業の持続的な活性化を図るため、既存の工場用地を活用した工場誘致や異業種交流・同業種交流及び産官学の連携等ネットワークの形成促進を図ります。

観光・レクリエーションの振興

観光・レクリエーション業の振興のため、地域の優れた自然環境や史跡・名勝・温泉（日本一豊富な湯量と泉質を持つ鳴子温泉）等の地域資源の活用を進め、体験型・滞在型の観光地づくりに努めます。

また、観光行動の広域化への対応や観光地の魅力を向上させるため、地域内及び周辺地域の観光資源とのネットワーク形成を図り、多彩な魅力を持つ観光地形成に努めます。

さらに、インターネット等を活用し、観光情報を積極的・効果的に発信することにより、観光客の誘致に努めます。

起業家：新しく事業を起こし経営する者。

地域循環型産業の創造

現在の多彩な産業の集積をもとに、農林業・加工産業・三次産業等の連携モデルの構築、コミュニティビジネス¹等、地域に根ざした起業支援を積極的に推進し、新たな産業の育成に努めます。

就業支援

市民が将来も地域内で働き、生活し続けられるよう、雇用環境の充実に努めます。また、農業や商業等の担い手を確保するため、Iターン²、Uターン³、Jターン⁴希望者に対する就業支援を推進するとともに、新規就業者や後継者に対する研修制度・支援制度の充実に努めます。

技術革新や社会経済環境に対応した労働教育の推進、及び国・県等と連携した就業支援事業の推進により、新たな就業機会の拡大を図り、多世代が定着できるまちづくりに努めます。

施策	主要事業の概要 ()の数值は起債充当事業費		実施期間	
			前期	後期
農林水産業の振興 <ハード事業総額： 億 千 百万円，うち特例債充当分： 億 千 百万円>				
消費者ニーズにあった農業の育成				
ソフト	<ul style="list-style-type: none"> ・「食の安全・安心」の推進・支援 ・転作営農の支援 ・園芸作物の振興 ・循環型農業の展開 			
地域の営農体制の強化				
ソフト	<ul style="list-style-type: none"> ・農協との連携による総合的な農業ビジョン策定 ・農産品価格補償制度の充実 ・複合経営の推進 ・畜産振興の推進 ・省力化農業の推進 ・担い手の育成 			

- 1 コミュニティビジネス：住民自らが地域の困った問題や課題、または生活の質を上げるような活動をビジネスで展開すること。
- 2 Iターン：もともと都市部に住んでいた人が、地方に移住し定職に就くこと。
- 3 Uターン：地方出身の都市部の居住者が、出身地に戻り定職に就くこと。
- 4 Jターン：地方出身の都市部の居住者が、出身地に近い中核都市に移住して定職に就くこと。

ハード	<ul style="list-style-type: none"> ・家畜糞尿処理施設等建設事業 ・農業近代化施設整備事業 ・農村振興総合対策事業 ・農道整備事業 ・園芸産地拡大推進事業 ・水産資源増殖等施設整備事業 ・ほ場整備等農業基盤の整備事業 ・土地改良事業 ・灌漑排水事業 ・農免道路整備事業 		
農産品の開発と販売力の強化			
ソフト	<ul style="list-style-type: none"> ・地産地消への取組み（販売 - 消費ルートの確立） ・全国的なPR活動の展開 ・特産品開発の検討 ・農産品のブランド化推進 ・道の駅，サービスエリア，観光地等を活用した地場産品のPR及び消費拡大 ・フードビジネスの創造（生産 加工 販売） ・産官学の連携の構築 		
観光農林業・グリーンツーリズムの推進			
ソフト	<ul style="list-style-type: none"> ・グリーンツーリズム 等の消費者ニーズへの対応 ・児童，生徒による農業クラブの育成 ・農業体験型交流館建設の検討 		
新たな林業の展開支援			
ソフト	<ul style="list-style-type: none"> ・流域内での地産地消の推進 ・住宅産業への地場材の活用促進等，他産業との連携強化 ・林業振興策の強化，充実 		
ハード	<ul style="list-style-type: none"> ・林道整備 ・森林整備地域活動支援事業 ・公有林整備事業 ・間伐実施事業 		

グリーンツーリズム：都市住民が農山漁村に滞在し，地域の自然や文化，人々との交流を楽しむ余暇活動。

商工業の展開 <ハード事業総額： 億 千 百万円，うち特例債充当分： 億 千 百万円>		
地域を支える商業・観光の活性化		
ソフト	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉施設等複合的な地区整備の推進 ・空き店舗の活用促進支援 ・商工会議所，商工会との連携強化 ・地元商工業者の支援 ・地域通貨¹，共通券，スタンプ発行等の検討 	
ハード	<ul style="list-style-type: none"> ・商業地域の再構築（市街地再開発） ・商店街活性化事業 ・商店街駐車場の整備 	
地域の活力を生み出す工業振興		
ソフト	<ul style="list-style-type: none"> ・雇用環境の改善 ・異業種，受発注交流等の支援 ・産官学連携による新たな産業，製品の開発推進 ・既存企業に対する支援，育成 ・新たな企業誘致の促進 	
観光・レクリエーションの振興 <ハード事業総額： 億 千 百万円，うち特例債充当分： 億 千 百万円>		
体験型・滞在型の観光地づくり		
ソフト	<ul style="list-style-type: none"> ・お花畑構想²の推進 ・自然環境，史跡，名勝，温泉等地域資源の活用 ・観光地としての一体的，総合的整備の検討 ・地域連携の強化 ・エコツーリズム³，グリーンツーリズムの推進 	
ハード	<ul style="list-style-type: none"> ・鳴子峡周辺の整備事業 ・スキー場施設整備事業 	
観光情報の発信		
ソフト	<ul style="list-style-type: none"> ・景観マップ策定 ・観光協会等との連携による全国へのPR強化 ・観光ルートの整備 ・各まつりの開催，運営支援 ・観光案内施設整備（情報サービスセンター）の検討 	

1 地域通貨：限定された地域や組織の中だけで利用できる通貨のこと。

2 お花畑構想：四季折々の花イベントの連携により，観光業を推進させようという構想

3 エコツーリズム：態系や自然保護に配慮し，旅を通じて環境に対する理解を深めようという考え方。またそのような旅のしかた。

地域循環型産業の創造		
新たな産業の育成		
ソフト	<ul style="list-style-type: none"> ・地産地消の推進 ・レンタル工房 等の提供 ・地域産業の連携強化 ・温泉熱を活用した栽培等の研究開発の検討 ・新たな物産開発の推進 	
就業支援		
担い手の育成と新たな就業機会の創出		
ソフト	<ul style="list-style-type: none"> ・職業訓練の充実 ・雇用対策，促進事業の強化 ・関係機関，企業の連携による雇用拡大 ・再就職希望者への支援 	

レンタル工房：施設，設備を貸し出しすることによって起業家や企業の支援を行う施設。

起業家：新しく事業を起こし経営する者。

6 地域で支え合い心がかようまちづくり（保健・医療・福祉）

子どもから高齢者まで全ての市民が相互に助け合い、住み慣れた地域で生涯安心して暮らしていけるよう、保健・医療・福祉の一体的な事業展開により、元気であたたかさにあふれたまちを実現します。

また、地域の未来を担う子どもたちを育てていくため、家庭や地域における子育て機能を高め、安心して子どもを産み育てることのできるまちを目指します。

総合的な保健対策の推進

市民の健康の保持・増進のため、保健センター等既存施設の機能の充実とネットワークの構築、各種検診の充実等に努めます。また、健康づくりに対する意識啓発・指導の充実を図り、市民の自主的な健康づくりを支援し、健康に暮らせる生活環境づくりに努めます。

地域医療体制の充実

検討中

高齢者福祉の充実

家庭における介護を支援するため、在宅と施設福祉サービスとの調和がとれた総合的な高齢者福祉を推進し、地域で支えあう福祉のまちづくりに努めます。介護保険制度については、制度の啓発を図りながら、保健・福祉・医療の各機関が連携し、サービス提供体制の効率化とともに、多様なニーズに対応した質の高いサービスが提供される環境づくりに努めます。

高齢者の交流・社会参加活動等を支援するため、社会活動への参画や子どもたちとの交流による生きがいづくり等を総合的に支援し、高齢者が安心と生きがいの持てるまちづくりに努めます。

社会福祉の充実

子どもや高齢者をはじめ全ての人々にやさしい環境を形成するため、公共施設のバリアフリー化や歩道の設置等を推進します。

障がい者（児）福祉の充実を図るため、本人の自己決定を尊重し、生活の安定や社会参画の促進に向けた相談・支援体制の充実を図ります。

地域で相互に支え合う仕組みの強化・充実に取り組む等、市民と行政が連携した社会福祉環境づくりに努めます。

子育て支援の充実

子どもたちがのびのびと元気に育っていくことのできる環境の提供と、子どもたちや家庭が抱える様々な問題を解決するため、相談指導機能を強化し、健全な家庭生活を送れるよう支援に努めます。

また、安心して子どもを産み育てられる環境を形成するため、各種施設整備の充実や児童福祉部門と幼児教育部門をはじめ、保健・医療・福祉・教育が連携した総合的な子育て支援の展開を図ります。

家庭や地域の子育て力の低下に対応して、次世代を担う子どもを育成する家庭を社会全体で支援 - 「次世代育成支援」 - することにより、子どもが心身ともに健やかに育つための環境・体制づくりに努めます。

施策	主要事業の概要 ()の数值は起債充当事業費	実施期間	
		前期	後期
総合的な保健対策の推進			
	健康に暮らせる体制づくりの推進		
ソフト	<ul style="list-style-type: none"> ・ 各種検診体制の充実，強化 ・ 健康管理の啓発（喫煙，飲酒，体重コントロール等） ・ 健康相談窓口の設置 ・ 歯科保健の推進 ・ 保健推進員等人材の育成，確保 ・ 保健センター等既存施設の機能充実とネットワーク化の構築 ・ 健康日本 21¹ 地方版に基づいた健康づくり 		
地域医療体制の充実 <ハード事業総額： 億 千 百万円，うち特例債充当分： 億 千 百万円>			
	地域医療体制の充実		
ソフト	} 検討中		
ハード			

1 健康日本 21：21 世紀における国民健康づくり運動。

高齢者福祉の充実		
介護保険制度の充実		
ソフト	<ul style="list-style-type: none"> ・在宅介護支援と相談業務の充実 ・介護保険制度の適正な運用及び見直し ・基幹型在宅介護支援センターの設置検討 ・老人保健施設整備の検討 ・ケアハウス¹整備の検討 	
地域で支えあう福祉のまちづくり		
ソフト	<ul style="list-style-type: none"> ・独居老人等連絡体制の強化 ・介護教室の開催 	
高齢者が安心と生きがいをもてるまちづくり		
ソフト	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもとの交流の推進 ・地域コミュニティの活性化 ・高齢者の社会参画支援 ・シルバー人材センターの設置 	
社会福祉の充実		
地域で相互に支えあう仕組みづくりの強化・充実		
ソフト	<ul style="list-style-type: none"> ・ボランティアコーディネーターの育成 ・ボランティア団体の育成と支援 ・社会福祉相談体制の強化 ・福祉教育の充実 	
地域社会福祉施策の充実		
ソフト	<ul style="list-style-type: none"> ・ノーマライゼーション²の推進 ・障がい者（児）の各種支援事業の充実 ・障がい者（児）の自立支援の推進 ・社会参画の支援体制の強化 	

1 ケアハウス：軽費老人ホームの一種。高齢者の生活に配慮した構造や設備をもつ集合住宅で、入浴・食事等のサービスが提供されるもの。

2 ノーマライゼーション：障がい者に、すべての人がもつ通常的生活を送る権利を可能な限り保障することを目標に社会福祉をすすめること。

子育て支援の充実

<ハード事業総額： 億 千 百万円，うち特例債充当分： 億 千 百万円>

安心して子どもを産み育てられる環境づくり			
ソフト	<ul style="list-style-type: none"> ・人権に対する意識啓発の実施 (児童虐待, いじめ, 体罰等の子どもの重大な権利侵害への対応) ・出産支援(相談, 教室開催等)の充実 ・乳児検診の充実 ・保育体制の充実(保育時間・待機児童の解消等) ・在宅児も含めた子育て支援の充実 (一時保育, ファミリー・サポートセンター等) ・子育てネットワークの確立 ・幼保一元化の推進検討 ・児童センターと学童保育の充実 ・児童公園, 子どもの遊び場等整備の検討 ・企業の子育て支援の取り組みに対する評価・支援 		
ハード	<ul style="list-style-type: none"> ・子育て支援センター等の整備 ・児童交流施設の整備 ・保育所の整備 		

7 自然と共生する循環型のまちづくり（自然環境・生活環境）

山・川、沼や農地等新市が有する豊かな地域環境を維持し、次世代へ継承していくため、また、自然環境と生活環境の調和を基本に、潤いのある生活環境の実現を図りながら、環境への負荷の少ない、人と自然が共生する循環型のまちを目指します。

豊かな自然環境の保全

新市の豊かな自然環境を未来の子どもたちに残していくため、水源涵養^{かんよう}や土砂災害防止、多種多様な生物の生息空間となる森林の保全をはじめとした自然環境の保全・創出の推進に努めます。また、自然保護意識の啓発や環境学習を行い、多様な主体との協働により、自然環境の保全に努めます。

身近にふれあえる憩いの場の整備

誰もが安心して自然とふれあうことができる空間を創出するため、身近な公園、水辺を利用した親水性の高い、憩いとレクリエーションの場等の整備を推進します。また、生活に関わりの深い里山¹等の適正な管理を進め、身近な自然の保全に努めます。

生活環境の保全・整備

市民が住み続けたいと思う快適な生活環境の形成を図るため、公営住宅建設や住宅団地等の計画的整備、上下水道の維持・管理や整備を推進し、質の高い居住環境の向上に努めます。

また、総合的・包括的なまちづくり計画を策定し、秩序ある市街地の形成・誘導に努めます。

循環型社会（ゼロエミッション²）の実現

未来の子どもたちへ「美しいまち」を残すため、市民・事業者・行政の連携により、不法投棄防止対策、ごみの減量化・再資源化や効率的分別収集・処理を推進します。また、省エネルギー化への取組みや新エネルギーの導入、リサイクル型産業の育成等、循環型のまちづくりの推進に努めます。

1 里山：集落の近くにあり、かつては薪炭用木材や山菜等を採取していた、人と関わりの深い森林。

2 ゼロエミッション：異なった業種間協同で地球の限られた資源の使用効率を高め、廃棄物（エミッション）が無くなる（ゼロになる）ことを目指すという考え方。

施策	主要事業の概要 ()の数值は起債充当事業費		実施期間	
			前期	後期
豊かな自然環境の保全				
	自然と共生するまちづくり			
ソフト	<ul style="list-style-type: none"> ・地球温暖化対策に対する意識啓発と施策検討 ・公害対策の強化 ・森林，河川，緑地環境の保全 ・水質保全対策の推進 ・治山治水事業の推進 			
	自然環境保護意識の醸成			
ソフト	<ul style="list-style-type: none"> ・自然環境の体験機会の創出 ・植林事業の支援 ・ごみ不法投棄の対策強化 ・自然環境体験施設整備の検討 			
身近にふれあえる憩いの場の整備 <ハード事業総額： 億 千 百万円，うち特例債充当分： 億 千 百万円>				
	身近な自然環境の整備			
ソフト	<ul style="list-style-type: none"> ・里山の活用 ・森林の保育，管理体制の強化 ・親水，親雪事業の推進 ・公園，緑地の整備検討 			
ハード	<ul style="list-style-type: none"> ・河川公園整備事業 ・まちづくり総合支援事業 			
生活環境の保全・整備 <ハード事業総額： 億 千 百万円，うち特例債充当分： 億 千 百万円>				
	秩序ある市街地の形成・誘導			
ソフト	<ul style="list-style-type: none"> ・景観，まちづくり条例等の検討 ・都市計画マスタープラン等の再編 ・分かりやすいサイン（案内板）計画の策定 ・総合的な市街地整備事業の推進 ・仙台圏を対象とした住宅地整備の検討 			
ハード	<ul style="list-style-type: none"> ・分譲住宅地造成（駅前地区）事業 			

快適な生活環境の形成			
ハード	<ul style="list-style-type: none"> ・ 下水道施設整備事業 ・ 簡易水道施設整備事業 ・ 農業集落排水事業 ・ 上水道施設整備事業 ・ 合併処理浄化槽¹整備事業 ・ 住宅整備事業 ・ 排水路整備事業 		
循環型社会（ゼロエミッション）の実現			
環境に配慮したまちづくり			
ソフト	<ul style="list-style-type: none"> ・ ゴミの減量化，資源化の促進 ・ 環境教育の推進 ・ リサイクルの推進 ・ 循環型社会形成の意識啓発 ・ 省エネルギー化の推進 ・ 新エネルギーの導入促進 ・ 環境ISO²取得へ向けた取組み ・ みやぎエコファクトリーへの取組み³ ・ 産業廃棄物最終処分場建設の検討 		

1 合併処理浄化槽：し尿と生活雑排水をあわせて処理する浄化槽。

2 環境ISO：組織の活動によって生じる環境負荷を低減し，また環境の保全に役立つための組織的な仕組み（活動）のことで，その取組み内容が適合していると判断された場合に認証登録される制度。

3 みやぎエコファクトリー：資源循環の推進やリサイクルに向けた企業（工場）誘致等の事業。

第 8 章：財政計画

新市財政計画は、合併後の 10 年間について、歳入・歳出の各項目ごとに過去の実績、経済情勢、人口推移等を勘案しながら、一般会計ベースで作成したものです。

作成にあたっては、合併後の 10 年間及びこれ以降 10 年間においても健全な財政運営を継続することを基本として、新市建設計画に基づく事業の実施に伴う財政への影響、合併による経費の削減効果、国・県の財政支援措置等を加味しながら、一定の条件の下にシミュレーションしたものです。また、将来の財政負担となる地方債の発行が適正な範囲となるよう配慮しています。

したがって、新市においては、この計画を一定の指針としながらも、歳入・歳出それぞれに更に検討を加え、単年度ごとに堅実な財政運営を基調とした予算編成を行い対応することになります。

主な推計の概要

< 全体 >

基本的には、1 市 6 町の平成 14 年度決算額を用いていますが、特異値を含む場合は、平準化するため平成 12 ~ 14 年度決算の平均額及び平成 15 年度決算見込額を基準に推計し、推計開始時点は、平成 17 年度としています。

人口については、県の推計値に合わせて推移させ、それに伴い関連する歳入・歳出についても変化することとしています。

現在、事務事業一元化の調整方針により、地方税、分担金及び負担金、使用料及び手数料等の調整を検討中であり、推計額に変更が生じる場合もあります。

< 歳入 >

(1) 地方税（譲与税及び交付金）

地方税については、現行の制度を基本として推計しています。ただし、市民税の個人均等割については、2,500 円として推計しています。

なお、協定項目 8 号「地方税の取扱い」の協議結果によっては、推計額に変更が生じる場合もあります。

(2) 地方交付税

地方交付税については、過去の実績や国の地方財政計画等を踏まえ、過大に見積もらないように将来の推計人口等を加味して推計しています。

(ア) 合併による財政支援（普通交付税）

合併後の臨時的経費に対する合併補正 17.9 億円見込んでいます。

(イ) 合併による財政支援(特別交付税)

新しいまちづくり等に対して包括的に措置される特別交付税として10億円を見込んでいます。

(ウ) 臨時財政対策債

臨時財政対策債は、普通交付税の財源保障・財政調整機能の補填的な考え方から地方交付税の項目に分類するとともに、平成15年度を基本とし今後の地方交付税の動向に比例して減額するものとしています。

(3) 分担金及び負担金

分担金及び負担金については、平成14年度決算額としています。

(4) 使用料及び手数料

使用料及び手数料については、平成14年度決算額としています。

(5) 国庫支出金

国庫支出金については、平成14年度決算額(投資的経費除く)に新市建設計画事業分や合併による財政支援(国庫補助金9.3億円)を加味して推計しています。

(6) 県支出金

県支出金については、平成14年度決算額(投資的経費除く)に新市建設計画事業分や合併による財政支援(県交付金4.7億円)を加味して推計しています。

(7) 財産収入

財産収入については、平成14年度決算額(財産売却収入を除く)としています。

(8) 繰入金

繰入金については、平成12~14年度決算の平均額としていますが、積立金の額を算出し同額を繰入金としています。積立金の算出については、財政調整基金・減債基金の合計額のみとしています。

(9) 諸収入

諸収入については、平成14年度決算額としています。また、新市建設計画事業分のその他特定財源は、諸収入に加味するものとしています。

(10) 地方債

地方債については、現行ベースを基準とし、新市建設計画事業に伴う合併特例債及び通常債を見込んでいます。

< 歳出 >

(1) 人件費

(ア) 一般職

新市では、定員適正化計画を策定し、事務事業に応じた適正な職員数に配慮しつつ、職員数削減の方向で取り組むこととなりますが、現時点では職員数を明示することは困難です。

したがって、ここでは財政計画上の数値として類似団体を参考にしながら、8年間で退職者の補充の抑制による削減額を見込んでいます。

(イ) 特別職

・議員数については、現行の議員定数（132人）が地方自治法に規定された議員定数（34人）になるものとしています。ただし、合併後4年間は定数特例（68人）を採用して推計しています。

今後、協定項目6号「議会議員の定数及び任期等の取扱い」の協議結果によって改めて試算します。

・四役（市長・助役・収入役・教育長）については、最小限の4人としています。

・各種委員会委員数の減についても見込んでいます。

・報酬額については、古川市の例により推計しています。

(2) 物件費

物件費については、合併直後は相当の需要額が見込まれるものとし、その後は過去の実績等を勘案しながら、一定の削減効果を見込んでいます。

(3) 維持補修費

維持補修費については、平成14年度決算額としています。

(4) 扶助費

扶助費については、平成14年度決算額に生活保護費、支援費、児童扶養手当の推計値を加味するとともに、高齢化人口の比率と比例するものとし推計しています。

(5) 補助費等

補助費については、平成14年度決算額としています。

(6) 公債費

公債費については、平成16年度までの地方債に係る償還予定額に、合併特例債・通常債の新市建設計画事業等に伴う新たな地方債に係る償還見込額を加えて推計しています。

(7) 積立金

積立金については、初年度に特例債基金の造成を見込んでいます。

(8) 投資・出資・貸付金

投資・出資・貸付金については、平成14年度決算額としています。

(9) 繰出金

繰出金については、平成13年度・平成14年度の決算額の平均値としています。ただし、国民健康保険・老人保健・介護保険事業特別会計については、高齢化人口の比率と比例するものとし推計しています。また、病院事業については、病院事業債元利償還金の2分の1を計上しています。

(10) 普通建設事業費

普通建設事業費については、合併後の新市建設計画事業及びその他の普通建設事業を見込んでいます。

用語解説

- ・繰入金.....基金の取り崩しなど。
- ・地方債.....地方公共団体が資金調達のための長期借入れ（借金）のこと。
- ・物件費.....各種事業の委託料のほか、臨時職員の賃金、消耗品・印刷製本費等の需用費、郵便料等の役務費などの支出経費のこと。
- ・扶助費.....生活保護法・児童保護法・老人福祉法等に基づく、各種扶助に係る支出経費のこと。
- ・補助費等.....各種団体に対する補助金などに係る支出経費のこと。
- ・公債費.....地方債（借金）に係る元金、利子の返済に充てる経費のこと。
- ・普通建設事業費.....道路、学校などの公共施設の建設に充てる経費のこと。